## ◎新潟県告示第614号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

令和3年5月7日

姬川港港湾管理者 新 潟 県 代表者 新潟県知事 花 角 英 世

## 1 新規指定

種 類	名 称	位置	数量及び能力	
係留施設	東埠頭4号物揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長	30.0m
			エプロン幅	18.0m
			水深	2.5m
臨港交通施設	西埠頭臨港道路	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長	389.8m
			敷地幅員	10.0m
			車道幅員	10.0m
			アスファルト舗装	

## 2 変更指定

昭和62年4月17日新潟県告示第1184号指定分

種 類	名 称	位置	数量及び能力	
係留施設	東埠頭2号船揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長	80.0m
			斜路幅員	18.0m
			水深	2.5m

を

種 類	名 称	位置	数量及び能力	
係留施設	東埠頭2号船揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長	50.0m
			斜路幅員	18.0m
			水深	2.5m

に変更する。

1